

「館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託」の実施方針に関する意見及び質問に対する回答

※提出された意見及び質問は、事務局にて誤記や記載漏れを補完し、企業が特定されるおそれのある内容を削除したうえで、回答を掲載しております。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
1	P. 1	第1	1-1	(2)	事業の背景・目的	現行の包括的民間委託（レベル2.5）の委託範囲（管路・処理施設・ユーティリティ等）および契約条件（期間、支払方式、対価水準の考え方）について、参加者へ提供される資料・データの範囲をご教示ください。	現行の包括的民間委託に管路施設は含まれておりません。 資料等につきましては、ご意見も踏まえ公募後の縦覧を想定しております。
2	P. 1	第1	1-1	(2)	事業の背景・目的	管路施設については、個別に維持管理業務を発注してはありますが、実施実績（頻度、工種、数量、費用など）をご教示願います。	公募後の縦覧を想定しております。
3	P. 1	第1	1-1	(2)	事業の背景・目的	管路施設について「個別に維持管理業務を発注」とありますが、現行の発注内容（業務区分、頻度、数量、実績等）の開示予定をご教示ください。	同上
4	P. 1	第1	1-1	(3)	事業の基本方針	レベル3.5（更新支援型）における「更新」の定義（修繕との線引き、対象工種・対象範囲）の考え方を要求水準書等でどのように整理される予定かご教示ください。	修繕は、対象施設の一部の補修又は取替えを行うことを指すものとし ます。 詳細は要求水準書（案）に示します。
5	P. 1	第1	1-1	(3)	事業の基本方針	本事業では設計・CM業務は事業範囲外とお示しされておりますが 当該計画策定に関与した事業者が、将来の更新工事へ参加すること に制限はないとの理解で宜しいでしょうか。	現時点で計画策定に関与した事業者が、将来の更新工事へ参加すること に制限はございません。
6	P. 1	第1	1-1	(4)	ア 本事業の対象施設	休止施設とは具体的にどの施設かご教示ください。また、休止施設 に関して維持管理業務、計画策定、再稼働時の責任分担・費用負担 の面での取扱いについてご教示ください。	休止施設は、旧分福地域し尿処理施設となります。 維持管理業務については、現行の包括的民間委託の業務範囲と同様とな ります。 本事業期間において当該施設の再稼働の見込みはございません。
7	P. 1	第1	1-1	(4)	ア 本事業の対象施設	管路（汚水233.8km、雨水12.3km）について、台帳整備状況（管種・ 口径・布設年・劣化状況等）および提供データ形式（GIS等）の開示 予定をご教示ください。	公募後の縦覧を想定しております。
8	P. 1	第1	1-1	(4)	イ ウ エ 本事業の対象施設	公共下水道以外の対象施設（特定公共、農集排、地域し尿）につい て、運転条件・水質条件・処理能力・老朽化状況等の基礎データの 提供範囲をご教示ください。	公募後の縦覧を想定しております。
9	P. 1	第1	1-1	(4)	イ ウ エ 本事業の対象施設	公共・特定公共・農集排・地域し尿が混在することに伴う、会計区 分／原価把握／支払の整理方針をご教示ください。	各事業の区分に従い費用を分けることを基本とします。
10	P. 2	第1	1-1	(4)	ウ 本事業の対象施設	農業集落排水施設、地域し尿処理施設は今後、公共下水道への接続 が予定されていると思いますが、接続時期が具体的に決まってい るかご教示ください。 統廃合等により対象施設が変更となる場合、契約金額・業務量・人 員体制等の変更（対価調整、精算、手続き）の基本ルールをご教示 ください。	各施設の公共下水道への接続時期は未定です。 統廃合等により対象施設が変更となる場合の対応は、協議の上、判断す ることを想定しております。 詳細は要求水準書（案）に示します。
11	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に巡視とありま す。現在、館林市では巡視は実施していないと思われませんが、今後 は巡視費用を追加計上し実施するという認識でよろしいでしょ うか？また、巡視内容（頻度、数量、計画、費用など）の予定をご教 示願います。	ご認識のとおりです。 詳細は要求水準書（案）に示します。
12	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に『修繕』とあ りますが、修繕の対象作業を具体的にご教示願います。また、修繕 実績（頻度、内容、数量、費用など）をご教示願います。	要求水準書（案）に示します。 修繕実績は、公募後の縦覧を想定しております。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
13	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に『清掃（除草・浚渫含む）』とあります。清掃とは概ねですが管路施設内の汚泥等廃棄物を洗浄車で洗浄及び吸引車で吸引し処分場まで運搬、排出する作業と考えています。記載の『清掃』とは収集運搬作業及び処分を含む作業という認識でよろしいでしょうか？	要求水準書（案）に示します。
14	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に『清掃（除草・浚渫含む）』とありますので汚泥等廃棄物処分も含まれると思います。 処理区のうち【公共下水道・特定公共下水道】の廃棄物は『産業廃棄物』の扱いになるかと思いますが、収集運搬において、収集運搬の許可を持った応募企業の保有機材（規格・台数など）で対応できない場合に収集運搬を委託する可能性があります。その場合は契約企業を排出事業者と考え収集運搬を民間企業へ委託できる（再委託に該当しない）という認識でよろしいでしょうか？ また、処理区のうち【農業集落排水事業・地域し尿処理事業】の廃棄物は『一般廃棄物』の扱いになるかと思うので、農業集落排水事業及び地域し尿処理事業の一般廃棄物の収集運搬、処分は業務対象外とするよう検討願います。公告内容にて『一般廃棄物の収集運搬』を含むのであれば契約後、該当企業へ一般廃棄物収集運搬の許可を与えるよう検討願います。許可が頂けない場合に参加企業が限定されてしまいます。	本業務の受注者は、下水道管理者である市の補助者であり、排出事業者とみなすことができるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第16項の再委託には当たらないものと整理しております。 本業務の受注者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とします。(※) なお、収集した廃棄物の処分先（搬入先）等につきましては、別途協議の上、決定するものとします。(※)
15	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に『清掃（除草・浚渫含む）』とありますので汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分も含まれると思います。 産業廃棄物及び一般廃棄物の『処分』においては、契約期間10年間と長期であり処分費が変動（高騰）するリスクも高くなりますので契約（処分場との単価契約）は館林市が実施するよう検討願います。但し、マニユフェストの管理、処分場への連絡・確認作業、支払い等の作業などは契約企業にて対応可能だと思いますので業務範囲内にすることを検討願います。その際にマニユフェストの管理費用、処分場への連絡・確認作業の費用、支払い等の作業費用などの計上を検討して頂くようお願いします。	一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬・処分は、いずれも全て事業範囲に含めるものとしています。
16	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	対象施設で【管路施設】についてですが、対象業務に『清掃（除草・浚渫含む）』とありますが、各清掃作業の実績（頻度、内容、数量、費用など）をご教示願います。	公募後の縦覧を想定しております。
17	P. 3	第1	1-1	(5)	事業範囲 表1本事業の対象業務	災害対応業務の対象業務内に災害時・事故時等の対応等とありますが、【管路施設】の場合ではどのような内容（必要機材、頻度、作業内容、費用など）を予定しているのかご教示願います。また、『災害時・事故時等の対応等』とは災害・事故時等の発生時からの対応（出動）で『待機等の発生前の予備的な対応』は含まないという認識でよろしいでしょうか？また、『待機等の発生前の予備的な対応』も含むのであればその費用などの計上を検討して頂くようお願いします。	要求水準書（案）に示します。
18	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	義務事業に含まれる修繕・緊急対応の範囲（小修繕上限額、出動基準、対応時間等）は要求水準書（案）でどの程度明記される予定かご教示ください。	要求水準書（案）に示します。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
19	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	現在の包括的民間委託においては、突発修繕および小修繕が対象となっていますが、ウォーターPPPにおいては、修繕の対象範囲をどのようにお考えかご教示ください。 また、修繕（マンホール蓋取替、舗装補修除く）の除外範囲に関連し、仮復旧・交通規制・安全対策等の付帯作業は業務範囲に含まれるかご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
20	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	清掃（除草、浚渫含む）について、想定数量・頻度・優先順位付け（計画の考え方）を提示いただける予定があるかご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
21	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	点検・調査の成果物（報告書様式、写真・図面、GIS更新、データ納品仕様等）の指定予定をご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
22	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	ユーティリティ（電力・薬品・燃料・水等）の費用負担（市負担／事業者負担）の基本整理をご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
23	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	汚泥等廃棄物処分について、現状の処分方法・委託状況・搬出量実績・単価等の開示予定をご教示ください。	公募後の縦覧（非公開情報を除く）を想定しております。
24	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	緊急対応の要求水準（初動時間、復旧目標、代替運転等）の考え方を要求水準書（案）でどのように示される予定かご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
25	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	汚泥等廃棄物処分について 現在、包括管理業務では一般廃棄物の処分について、館林市、運搬業者および維持管理業者の三者契約により対応しておりますが、ウォーターPPPへ移行後においても、同様に館林市、運搬業者および受託者による三者契約とすることが可能でしょうか。ご見解をご教示願います。	浄化槽法対象施設から発生する汚泥等廃棄物処分については、現行の包括的民間委託の運用を継続する方針です。
26	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	汚泥等廃棄物処分について 産業廃棄物の処分に関しまして運搬・処分業者の選定を受託者の裁量に委ねる場合、業者確保の困難性及び運搬・処分費用の高騰といったリスクが想定されます。 これらのリスクを回避する観点から館林市が単価契約を締結した運搬・処分業者に対し、受託者が汚泥を引き渡すこととし、当該業者への費用支払い及びマニフェスト管理を受託者の業務範囲とすることは可能でしょうか。あわせて、受託者において当該費用支払い、マニフェスト管理その他これらに付随する事務処理が発生することから、当該事務負担に係る手数料相当額についても必要経費として見込んでいただくことは可能でしょうか。ご見解をご教示願います。	汚泥等廃棄物処分に係る運搬・処分業者との契約、費用の支払い及びマニフェストの管理は全て事業範囲に含めるものとしております。 本業務に伴う事務処理に係る費用については、必要経費として適切に提案価格へ含めていただくことを想定しております。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
27	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	汚泥等廃棄物処分が業務に含まれていますが、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれについてご教示ください。 一般廃棄物：再委託ができないため、ウォーターPPP受託者の中に、館林市の許可を受けた一般廃棄物運搬・処分業者が含まれないといけないかと思います。 そうするとウォーターPPPに参画できる事業者が限定されることが懸念されますが、業務範囲対象外とすることは可能かご教示ください。 産業廃棄物：性能発注の場合、ウォーターPPP受託者から産業廃棄物の運搬・処分業者に委託することは、再委託に該当しないため、ウォーターPPP受託者の中に産業廃棄物運搬・処分業者を含めなくても対応可能かと思います。 ただし、運搬・処分業者をウォーターPPP受託者の裁量で決定する場合、業者の確保が困難となるリスク、運搬・処分費用が高騰するリスクがあることから、館林市と単価契約した運搬・処分業者に汚泥を引き渡し、運搬・処分費用の支払いやマニユフェスト管理を行うような業務内容としていただくことは可能かご教示ください。また、そのような業務を受託者が行う場合、適正な費用の計上をお願いいたします。	一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬・処分は、いずれも全て事業範囲に含めるものとしています。 浄化槽法対象施設から発生する汚泥等廃棄物処分については、現行の包括的民間委託の運用を継続する方針です。
28	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	各計画（事業計画、ストマネ実施方針・計画、耐震化計画、経営戦略、不明水対策計画）について、対象年度・更新頻度・成果物の位置付け（既存計画との関係）の整理方針をご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
29	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	本業務において、今後の下水道管路マネジメントなどで変更に関する対応は、契約後に協議調整の上、内容を変更することという認識でよいかがご教示ください。	公募開始後に法令や基準等の変更があった場合は、協議の上、適切に対応する方針です。
30	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	下水道管路マネジメントに関する内容に変更が生じた場合には、契約後の協議・調整により業務内容を変更する運用を想定しているとの理解で差し支えないかがご教示ください。	同上
31	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	上下水道耐震化計画の対象について、下水道施設（公共・特定）のみを対象としているとの理解で差し支えないかがご教示ください。 また、当該計画に関して、上水道との調整は本業務の範囲には含まれないとの理解でよいかがご教示ください。	ご認識のとおりです。
32	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	不明水対策計画について、雨天時浸入水対策計画を指すものか、または晴天時の不明水対策等も含むものか、ご教示ください。 また、流量調査および水位調査に関する業務が含まれるかがご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
33	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	災害時・事故時対応に関し、事業者を求める体制（出動、備蓄、応援等）と費用負担の基本整理をご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
34	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	「維持管理情報の管理」について、維持管理情報の提供は、どのような形で行うことが求められているかがご教示ください。 また、市側のシステムへ登録する必要がある場合には、登録方法（既存台帳システム、データ連携条件、納品形式）についてご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
35	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	セルフモニタリングの項目・頻度・評価方法・報告様式、ならびに市モニタリングとの関係をご教示ください。	公募資料に示します。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
36	P. 3	第1	1-1	(5)	ア 表1本事業の対象業務	「セルフモニタリング」については、モニタリング計画書に基づき実施されるものと理解していますが、モニタリング（および定例報告会）の頻度に応じた費用を想定しているとの理解でよいかご教示ください。	受注者が自ら行うセルフモニタリングに要する費用は、受注者の負担とします。(※) 一方で、発注者へのモニタリング報告（定例報告等）に要する費用につきましては、必要経費として提案価格に含めていただくことを想定しております。(※}
37	P. 4	第1	1-1	(5)	イ 附帯事業	事業期間中の追加提案を行う場合の審査・承認プロセス（提出資料、審査期間、判断主体）をご教示ください。	公募資料に示します。
38	P. 4	第1	1-1	(5)	イ 附帯事業	付帯事業とは、「現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効果が発揮される事業」と定義されていますが、DX技術の導入による維持管理情報の官民全体の一元化・共有化による維持管理の効率化や、改築等への効果的な活用を実現する事業も該当すると認識してよいかご教示ください。 付帯事業の採否判断基準（政策整合、費用縮減、環境負荷低減等）および採用時の対価調整の考え方をご教示ください。	ご質問の事業内容は、検討可能なものと想定しておりますが、採否については、本市の政策方針と整合しており、一定の客観的な効果が認められるかを総合的に評価します。 対価調整は、事業内容やリスク分担を考慮し、個別協議を想定しております。
39	P. 4	第1	1-1	(5)	ウ 任意事業	任意事業において、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸与とのことですが、有償貸付の条件（貸付範囲、賃料算定、契約形態、原状回復等）の標準条件案を提示いただける予定があるかご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
40	P. 5	第1	1-1	(6)	イ 本事業期間終了時の取り扱い	「本事業の施設について、自らの費用負担により現状に復して市等に引き渡さなければならない」とありますがすべての施設・設備が経年劣化により、受託当初と変化していることが考えられ、原状に復することは困難かと思いますが、どのようにお考えかご教示ください。	適切な維持管理による自然な経年劣化については原状回復の対象とはならず、事業者が自らの費用負担で設置した設備等を対象とすることを想定しております。
41	P. 5	第1	1-1	(6)	イ 本事業期間終了時の取り扱い	引継書の作成や次期事業者への引継ぎ作業は、個別発注の業務ではないものかと思います。これらの作業についての費用は計上を予定されているのかご教示ください。 また引継ぎ期間における引継ぎ内容（提供資料、OJT、現場受入、立会い等）をご教示ください。	費用の計上は想定しておりません。 引継ぎ内容は、要求水準書（案）に示します。
42	P. 5	第1	1-1	(6)	イ 本事業期間終了時の取り扱い	事業終了2～3年前からの次期事業検討に向け、事業者が提供すべき情報・資料（台帳、履歴、引継書類等）の範囲と形式をご教示ください。	要求水準書（案）に示します。
43	P. 5	第1	1-1	(7)	予算計上見込額	「予算計上見込額」と記載されていますが、予算確定された予定額をお示しいただくという理解でよいかご教示ください。それともあくまでも見込額で、議会等の承認が得られない場合は変更もありうるかご教示ください。 予定価格・上限価格等の提示の有無、提示する場合の粒度（年額、内訳、物価変動の扱い等）をご教示ください。	公募資料に示します。
44	P. 5	第1	1-1	(7)	予算計上見込額	実施方針では、予算計上見込額は今後公表予定とされておりますが、業務区分別（維持管理、計画策定、統括管理、災害対応等）の費用内訳についてもお示し頂ける予定でしょうか	現時点で業務区分別の費用内訳に関して公表の予定はございません。
45	P. 5	第1	1-1	(8)	事業の費用負担	市負担となる費用の範囲（ユーティリティ、廃棄物処分、緊急対応等を含むか）を実施要領等でどのように整理される予定かご教示ください。	要求水準書（案）に示します。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
46	P. 5	第1	1-1	(8)	事業の費用負担	本事業の実施に要する費用負担は、以下のとおりとする。 なお、負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定めるものとする。ア 対象業務及び附帯事業（実施する場合）市は、管理・更新一体マネジメント方式包括管理事業の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定める。 とあります。 付帯事業の予算は別途上乘せされるのでしょうか。また、その場合の付帯事業の予算の上限はどの程度を見込んでいるのでしょうか。ご見解をご教示願います。	現時点で予算の上限額は未定です。 附帯事業に関する予算は、提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者との協議の上、判断することを想定しています。
47	P. 5	第1	1-1	(9)	プロフィットシェア	費用縮減分のベースライン設定方法、シェア比率、適用期間、検証方法（第三者評価の有無）をご教示ください。	一律の指定は行わない方針です。 実現可能かつ客観的な検証が可能な手法をご提案いただき、契約締結後に協議して決定することを想定しております。
48	P. 5	第1	1-1	(9)	プロフィットシェア	事業者投資が必要な省コスト提案の場合、投資回収とプロフィットシェア算定の関係をどのように整理される予定かご教示ください。	一律の指定は行わない方針です。 受注者の投資回収を考慮した実現可能かつ客観的に検証できる算定方法をご提案いただき、契約締結後に協議して決定することを想定しております。
49	P. 6	第2	2-1		募集及び選定方法	選定基準（技術・価格の比率、最低基準、加点の考え方等）の基本方針を実施要領でどの程度明示される予定かご教示ください。	技術と価格の評価比率や、具体的な評価のポイント等を提示する予定です。 詳細は公募資料に示します。
50	P. 6	第2	2-1		募集及び選定方法	プロポーザル方式のため価格評価はしない方針と理解してよいかがご教示ください。 また負担予定額等の詳細は、市と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定めると記載ありますが各業務別の費用について最低制限価格の設定を検討されているかご教示下さい。	技術と価格の両面から総合的に評価します。 各業務別の費用に関して最低制限価格の設定は検討しておりません。
51	P. 6	第2	2-2		表3 スケジュール(予定)	実施要領の公表、実施要領に関する質疑回答、提案書提出期限等について、現時点で具体的な期日が示されていませんが、今後想定されているスケジュール（具体的な期日）をご教示ください。 あわせて、参加申込から提案書提出までの期間における、現地見学、データ閲覧、質疑回答等の機会の確保について、実施回数および時期の想定をご教示ください。	公募資料に示します。
52	P. 6	第2	2-2		表3 スケジュール(予定)	・実施方針から契約に至る期間がかなりタイトなスケジュールとなっていますのでスケジュールの再考をお願い致します。 ・グループ(JV)を組成し参加する場合は事業内容(事業リスク)、全体事業費、組成先の選定など社内説明、手続きには最低でも3ヶ月程度は必要です。 ・提案内容が要求水準未達とならないよう、発注者と事業者による対話（競争的対話）を実施する団体が多くありますが、貴市の本事業において当該対話を実施する予定の有無についてご教示ください。 ・実施契約締結にあたり、事業全体を踏まえた基本契約は締結しない方針と理解してよいかが教示下さい。併せて基本契約を行わない理由についてもご教示下さい。	・スケジュールの変更は想定しておりません。 ・本事業は更新支援型であり、官と民の役割分担が明確なスキームであることから、通常のプロポーザル方式で対応可能と判断しており、個別対話（競争的対話）を実施する予定はございません。要求水準等に関する確認事項につきましては、公募後の質問・意見受付期間にて対応いたします。 ・ご認識のとおり、基本契約は締結しない方針です。理由としましては、実施契約において共同企業体（JV）等の体制及び責任分担を規定することで、本市に対する窓口や責任の所在が十分に明確となるためです。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
53	P. 6	第2	2-2		表3 スケジュール(予定)	公告時に公表予定の図書（要求水準書案、リスク分担表、モニタリング基本計画書案、実施契約書案等）の一覧をご教示ください。	以下の資料を公募時に公表予定です。 ・実施要領（案） ・要求水準書（案） ・リスク分担表 ・優先交権者選定基準 ・提案書類の作成要領 ・モニタリング基本計画書（案） ・実施契約書（概要案）
54	P. 6	第2	2-3	(1)	応募者の構成	JV設立に係る要件（形態、代表企業要件、構成比の考え方等）の指定があるかご教示ください。過度な条件とすると参加できる企業が限定されるかと思いますので、配慮いただければ幸いです。	JV設立に係る要件は、現段階で未定です。
55	P. 6	第2	2-3	(1)	応募者の構成	統括管理者について、常駐／専任要件の有無、各業務責任者との兼務範囲をご教示ください。	公募資料に示します。
56	P. 6	第2	2-3	(1)	応募者の構成	応募グループでの応募の場合、「共同企業体の設立を求める」との記載がありますが、認められる設立形態は共同企業体に限られる認識でよろしいでしょうか。 また、共同企業体の形態については、甲型・乙型のいずれも可と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。 形態については乙型を原則としますが、責任の所在が明確であれば甲型も妨げません。
57	P. 7	第2	2-3	(2)	応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件	「資本金・人事面の関連がない者」の確認に必要な提出資料（資本金関係図、役員兼務確認等）の範囲をご教示ください。	公募資料に示します。
58	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	業務総括責任者の「常駐かつ専任」の定義（勤務形態、夜間休日、複数施設兼務可否、交代要員の扱い）をご教示ください。	「常駐かつ専任」とは、本業務を遂行する事業所の拠点において、業務時間中は原則として業務の総括に専念できる状態にあることを指します。業務時間は、本市役所の開庁時間に準ずるものとします。
59	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	『配置技術者に求める要件』で【処理施設】は『常駐かつ専任』と記載があり【管路施設】、【計画策定業務】、【統括管理業務】は常駐・非常駐、専任・非専任の記載がありませんが『非常駐かつ非専任』という認識でよろしいでしょうか？	公募資料に示します。
60	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	管路の実績要件（巡視・点検・調査・修繕・清掃の全て）について、単一契約での包含が必須か、複数契約の合算可否をご教示ください。	複数契約による合算も可能です。
61	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	下水道管路管理主任技士の配置について、常駐要件の有無、複数現場兼務可否をご教示ください。	公募資料に示します。
62	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	「下水道管路管理主任技士」以外に、「下水道管路管理総合技士」の資格がありますが、主任技士に限定する理由をご教示ください。	上位資格を妨げるものではございません。 公募資料において記載内容を修正いたします。
63	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	実績要件（23,000m ³ /日以上等）について、評価対象期間、証憑資料、複数施設合算可否をご教示ください。	平成28年度以降における単独施設での実績を想定しております。 証憑資料に関しては公募資料に示します。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
64	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	本事業は、10年という長期に渡る契約ですので、退職等により配置技術者の変更が伴うものと考えます。(2)の条件は、複数の公共機関から発注される終末処理場の業務を受託している会社で、10年間継続して、そのような経験を有するものを確保していく必要があり、企業によっては非常に困難かと思います。条件の緩和を検討願います。	ご意見を参考に検討いたします。
65	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	事業者として参加可否にもかかわる厳しい条件となっていますので、条件の緩和の再検討をお願い致します。なお、配置技術者評価をするにあたっては実施方針記載の資格などを評価条件とすることも考えられます。 管路施設：下水道法施行令15条など 処理施設：下水道法施行令15条など 計画業務：技術士(上下水道-下水道)・RCCM(上下水道-下水道)・下水道法施行令15条など 統括業務：下水道法施行令15条など	同上
66	P. 8	第2	2-3	(3)	表4-1 業務実施企業に求める要件	『配置技術者に求める要件』で 【管路施設】に下水道管路管理主任技士、 【処理施設】に下水道管理技術認定試験(処理施設)又は第3種下水道技術検定試験合格者で業務総括責任者又は業務副総括責任者としての実績を有する、 【計画策定業務】に管理技術者及び照査技術者で技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)の有資格者、 【統括管理業務】に技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)とありますが、契約期間10年間と長期であり同一の配置技術者を継続して確保できない場合も予想されます。『要件』について経験実績や兼務可などの緩和を検討することは可能でしょうか？また、 【管路施設】では下水道管路管理主任技士の他にも下水道管路管理総合技士の資格があります。要件に『下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理総合技士』と下水道管路管理総合技士を追加することは可能でしょうか？	同上
67	P. 9	第2	2-3	(3)	表4-2 業務実施企業に求める要件	本事業は、10年という長期に渡る契約ですので、退職等により配置技術者の変更が伴うものと考えます。 計画策定業務では、管理技術者及び照査技術者の2名に技術士(総合技術監理部門 上下水道-下水道)が求められており10年間そのような技術者を確保する必要があります。下水道法第22条に基づく資格として、技術士(上下水道部門-下水道)又は技術士(総合技術監理部門 上下水道-下水道)を配置する場合は加点評価するなど、条件の緩和を検討願います。 また、統括管理業務にも技術士(総合技術監理部門-下水道)の資格者が求められていますが、参加できる企業が少なくなるとともに10年間配置技術者を確保することが困難になります。条件の緩和を検討願います。	同上
68	P. 9	第2	2-3	(3)	表4-2 業務実施企業に求める要件	統括管理業務において「技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道))」資格者の配置が要件とされていますが、本要件は参加可能な事業者を限定する可能性があるほか、長期(10年間)にわたる当該資格者の継続確保が困難となる懸念があります。つきましては、同等の実務経験や関連資格を有する技術者の配置を認めるなど、要件の緩和についてご検討いただくことは可能でしょうか。ご見解をご教示願います。	同上

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
69	P. 9	第2	2-3	(3)	表4-2 業務実施企業に求める要件	計画策定業務の管理技術者及び照査技術者と統括管理業務の配置技術者について、兼務は可能かご教示ください。 管理技術者・照査技術者の兼務不可の場合、その解釈（同一人不可に加え、同一組織内の制約等）を、JVの場合も含めご教示ください。	計画策定業務の管理技術者及び照査技術者は、統括管理業務の配置技術者と兼務は可能です。
70	P. 9	第2	2-3	(3)	表4-2 業務実施企業に求める要件	「3か月以上の直接的かつ恒常的雇用関係」について、出向者・転籍・派遣等の扱いをご教示ください。	「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、受注者との直接雇用契約を指し、出向者や派遣社員は配置要件を満たさないものと考えております。
71	P. 10	第2	2-4	(2)	現地見学会の実施	現地視察を行える時期をご教示ください。	公募資料に示します。
72	P. 10	第2	2-4	(3)	参加申込書の受付及び審査	プレゼン・ヒアリングの形式（時間配分、質疑、追加資料提出可否等）を実施要領で明示される予定かご教示ください。	公募資料に示します。
73	P. 10	第2	2-4	(4)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	提案概要書の記載粒度（概算費用、収支、リスク、法令、工程等）の指定予定をご教示ください。	実施要領に示します。
74	P. 10	第2	2-4	(4)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	参加資格審査終了時期をご教示ください。	公募資料に示します。
75	P. 10	第2	2-4	(4)	附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	予備的審査で不可となった場合、義務事業の評価へ影響しない扱いとする理解でよいかご教示ください。	ご認識のとおりです。 附帯事業及び任意事業の予備的審査の結果が、義務事業の評価に影響を与えることはありません。
76	P. 11	第2	2-5	(2)	実施契約の締結	優先交渉権者と基本契約を締結した後に、事業開始前に実施契約を締結する流れがあるかと思いますが、基本契約書（案）の公表及び基本契約の締結は行わないのかご教示ください。	No. 52参照。
77	P. 12	第3	3-1		リスク分担の基本的な考え方	流入変動、既設潜在瑕疵、物価変動、災害等の主要リスクについて、リスク分担表で示す基本方針をご教示ください。	リスク分担表に示します。
78	P. 12	第3	3-1		リスク分担の基本的な考え方	公募時にリスク分担表として示すと記載がありますが、早期に公表お願い致します。	公募時に公表とします。
79	P. 12	第3	3-1		リスク分担の基本的な考え方	物価変動への対応方針について確認をお願い致します。 スライド条項の有無や適用基準、労務単価の見直し等の複数の方法を協議できるのでしょうか。また、不可抗力時の負担範囲についても明示されるのでしょうか。	公募資料に示します。
80	P. 12	第3	3-2		要求する性能	『別途公表する「要求水準書(案)」に水準等の一部を示す』とありますが、全体を公表しない理由をご教示願います。	全体を公表予定です。
81	P. 12	第3	3-2		要求する性能	「別途公表する「要求水準書(案)」に水準等の一部を示す」と記載がありますが全体を公表しない方針でしょうか。仮に全体を公表しない理由があればご教示下さい。	同上

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
82	P. 12	第3	3-2		要求する性能	対象施設で【管路施設】についてですが、『施設の機能が十分発揮できるような事業を実施すること』とあります。【管路施設】を性能発注とした際に『詳細調査未実施の管路施設、未確認・不明確な管路施設』がある場合は予測が困難で要求水準未達（ペナルティ）となるリスクが高くなると思われますので、管路施設の現状について『全体を十分に把握、若しくは要求水準に対する予測ができる程度』になるまでは仕様発注とするよう検討願います。	管路施設については、性能発注が現状難しいことを踏まえ、性能指標を設定せず、仕様発注に近い形を想定しています。 詳細は要求水準書（案）に示します。
83	P. 12	第3	3-3	(2)	要求水準未達時のペナルティ	事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。 なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。 とありますが、改善措置とはどのような内容を想定しているのでしょうか。 放流水質基準未達が発生した場合など、改善措置から基準達成（回復）まで期間を要する場合もありますが、この間も改善措置を行っているという解釈でよろしいでしょうか。ご見解をご教示願います。	モニタリング基本計画書（案）に示します。
84	P. 12	第3	3-3	(2)	要求水準未達時のペナルティ	『原因判定方法については、モニタリング基本計画書(案) に示す』とありますが、各業務に未達判定基準を設定するという認識でよろしいでしょうか？また、契約期間10年間と長期であり判定基準の見直しも必要になってくるかと思しますので、契約後に定期的にモニタリング基本計画書(案)の見直し・変更を検討する仕組みを取り入れて頂くようご検討願います。	モニタリング基本計画書（案）に示します。
85	P. 12	第3	3-3		事業の実施状況のモニタリング	未達判定方法、原因判定、是正期間、ペナルティ段階（支払減額・停止・解除等）の設計方針をご教示ください。	モニタリング基本計画書（案）に示します。
86	P. 12	第3	3-4		保険	『必要な保険に付保するものとする』とありますが、維持管理業務の【管路施設】において具体的にどの程度の保険（種類、保証額など）が必要と考えているのかご教示願います。	想定されるリスクを考慮し、十分な賠償能力を有する保険を想定しています。
87	P. 12	第3	3-4		保険	要求する保険の種類および必要補償額の目安（第三者賠償以外を含む）を提示いただける予定があるかご教示ください。	現時点で特定の保険種類や補償額を一律に指定する予定はございません。
88	P. 14	第5	5-1		(3) 不可抗力解除又は終了 (4) 特定法令等及び特定条例等変更解除	『市及び事業者が生じた損害・損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない』とありますが、不可抗力及び法令・条例等で発生する損害・損失の大きさ、費用等は予測不能で高リスクと考えられますので不可抗力、及び特定法令変更・特定条例変更により生じた損害及び損失は公的機関が負担するよう検討願います。	実施方針に記載のとおりとします。
89	P. 14	第5	5-1	(3) (4)	事業の継続が困難の措置	不可抗力（自然災害や社会的な混乱、政府の命令など）及び特定法令等の変更で生じた事業者の損害すべて自己負担となるかご教示ください。 このような事象により事業継続が困難となった場合などで生じた事業者の損害を事業者が負担する場合、倒産リスクが高くなりますので、公的機関が負担することを検討願います。	特定条例の変更により生じた損失に係る負担は協議とし、不可抗力及び特定法令の変更により生じた損失は、各自の負担とすることを想定しております。

No	頁	章	大項目	中項目	項目名	意見・質問	回答 ※修正箇所
90	P. 14	第5	5-1	(3) (4)	事業の継続が困難の措置	解除時の違約金・損失相当額の算定方法の基本方針を実施契約書（案）でどの程度明示される予定かご教示ください。	現在検討中のため、詳細は実施契約書（案）に示します。
91	P. 16	第7	7-3		債務負担行為に係る契約手続の延期又は未締	本業務委託の契約手続を延期又は契約を締結しないことがあると記載がありますが、仮に契約手続きができない場合の延期の期間について想定されている期間があればご教示下さい。 また、契約手続きの延期、契約を締結しない場合の貴市の事業者への補償はご検討されているかご教示下さい。	令和9年度中の再公募を想定しています。 契約手続きの延期又は未締結による補償は想定しておりません。
92	P. 16	第7	7-3		債務負担行為に係る契約手続の延期又は未締	債務負担行為及び予算の確定が令和8年9月の場合、それまでにJV組成の手続き作業や参加申込書及び提案書類等の作成作業を既に実施しているかと思います。そのような状況で延期又は契約締結しない状況となった場合、上記のような作業に伴う費用について、市の方で補償していただけるという理解でよいかご教示ください。	同上
93	P. 16	第7	7-4	(3)	意見及び質問書に対する回答方法	『後日市のホームページにおいて公表する』とありますが、具体的な公表時期（予定日）をご教示願います。	本回答一覧をもって、回答といたします。
94	P. 16	第7	7-4	(3)	意見及び質問書に対する回答方法	質問回答の公表時期（予定日）および質問の取り扱い（匿名化、類似質問統合等）をご教示ください。	同上
95	P. 16	第7	7-5	(2)	情報提供	今後の情報提供（実施要領等）の掲載先（市HP上のページ、更新方法）をご教示ください。	現時点で具体的な掲載先は未定です。
96	P. 16	第7	7-5	(2)	情報提供	以下の情報開示を希望しますがご対応可能でしょうか。 対象施設の施設台帳・既設図面・過年度の維持管理費用内訳（ユーティリティ消費量、薬品費、修繕費等）過年度の更新・改修・修繕実績とその費用・水質データ（日報データ等）・ストックマネジメント計画（既存のもの）	公募後の縦覧を想定しております。